**このページは削除し、２枚目以降を提出してください。**

人権尊重責任

　補助事業者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえ、人権尊重に取り組むように努めるものとします。中小企業以外の事業者のうち、会社法における会社※に該当する補助申請者は、その応募に際して、応募時点における人権尊重の取組状況を、様式７に従い提出してください。また、中小企業以外の事業者のうち、会社法における会社に該当する補助事業者は、事業終了後、実績報告書と合わせて事業終了時点における人権尊重の取組状況を、様式７に従い提出してください。事業終了後に実績報告書と合わせて提出する事業終了時点における人権尊重の取組状況については、事業終了後に、事務局とりまとめの上、一般に公表いたします。

　※会社法における会社とは、以下を指す。

　　会社法

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　会社　株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

（様式７）

年　　月　　日

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金

（小規模実証・ＦＳ事業）事務局　あて

　 　　　　　　　申請者 住所

　 　　　氏名　法人等にあっては名称

　 　　及び代表者の氏名　　　印 （押印省略可）

令和６年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金

（小規模実証・ＦＳ事業：一次公募）

人権尊重の取組状況

申請者の人権尊重の取組状況について、以下のとおり報告します。

また、事業終了後に報告する事業終了時点における人権尊重の取組状況を一般に公表されることについて、同意します。

1. 人権尊重の取組状況
   1. 人権方針の策定・公開

|  |  |
| --- | --- |
| 人権方針を策定し、公開している。 |  |

* 1. 人権デュー・ディリジェンスの実施

|  |  |
| --- | --- |
| 人権デュー・ディリジェンスに取り組んでいる。 |  |
| 人権デュー・ディリジェンスの実施に関する情報を公開している。 |  |

* 1. 苦情処理メカニズムの設置又は参加

|  |  |
| --- | --- |
| 苦情処理メカニズムを独自に設置している、又は業界団体等が設置する苦情処理メカニズムに参加している。 |  |

1. 取組状況に関する情報公開URL

|  |
| --- |
| http//www.---.co.jp/human\_rights/ |

注１　本様式は大企業のみ提出が求められる。なお、ここでいう「大企業」とは、「中小企業基本法が定める中小企業者」を除く「会社法で定める会社」を指す。

２　｢１．人権尊重の取組状況｣については、取り組んでいる項目をチェックすること。企業に求められる人権尊重の取組の内容については、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を参照のこと。

３　｢２．取組状況に関する情報公開URL｣については、ウェブサイト上で取組状況の公表を行っている場合には、そのURLを記載すること。

４　申請者のグループ会社が申請者を対象とする人権尊重の取組を実施・公開している場合において、申請者のグループ会社による人権尊重の取組状況を報告することを妨げない。

　５　人権尊重の取組の状況についての回答の内容は、本事業の審査・採択の判断を左右するものではない。